

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱（案）

1. 背景・目的

有線放送においては、事業者間の広帯域ネットワークの接続が進み、大容量ネットワークの広域化が進展しつつあり、デジタル化・IP化等の技術革新や通信・放送コンテンツの融合、業態の垣根を越えた事業者間連携の急速な進展等を背景に、様々な形態のサービスが出現し、この動きは、今後更に広がっていくものと考えられる。

一方で、これまでの難視聴地域や少数チャンネル地域等における地上放送の再送信手段としての補完的役割についても依然として重要との指摘もあり、放送のデジタル化、通信・放送の融合下における情報通信政策及び国民的ニーズの方向性を踏まえた今後の有線放送による放送の再送信のあり方が改めて問われている。

また、本年8月9日付の再送信同意に関する裁定申請に対する情報通信審議会の答申において、再送信制度のあり方について幅広く検証すべき旨の指摘があったところである。

このため、本研究会は、有線放送による放送の再送信の現状を把握し、課題を整理するとともに、今後のあるべき方策について検討することを目的として開催するものである。

2. 名称

本会合は、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」と称する。

3. 検討内容

- (1) 有線放送による放送の再送信に関する現状把握
- (2) 有線放送による放送の再送信に関する課題の整理
- (3) 課題に対する今後の方策の検討 等

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本研究会の構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (7) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (9) その他、研究会の運営に必要な事項は、座長が定める。

5. 開催期間

平成19年10月に第1回会合を開催し、平成20年3月頃を目途に一定の結論を得る。

6. 庶務

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

いとう すすむ
伊東 晋

東京理科大学理工学部教授

おと よしひろ
音 好宏

上智大学文学部教授

きくち なおと
菊池 尚人

慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構

特別研究准教授

たかはし のぶゆき
高橋 信行

國學院大學法学部専任講師

と さ かずお
土佐 和生

甲南大学法科大学院教授

ながた み き
長田 三紀

NP0 法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長

にいみ いくふみ
新美 育文

明治大学法科大学院教授

の は ら さ わ こ
野原 佐和子

(株)イプシ・マーケティング研究所社長

は せ べ やすお
長谷部 恭男

東京大学法学部教授

はやさか と み こ
早坂 禧子

桐蔭横浜大学法科大学院教授

やました はるこ
山下 東子

明海大学経済学部教授